

旅行報告書

会 派 名 日本共産党

会派代表者 野中 重男 様

2017年4月21日

旅行者氏名	旅行者氏名
野中 重男	高岡 朱美

下記の用務のため旅行しましたので報告いたします。

- 1 期間 2017年4月13日(木曜日)から
2017年4月14日(金曜日)まで

2 旅行先及び用務の概要

旅行先	用務の概要
福岡県みやま市	電力の地産地消・スマートエネルギーについて
〃 筑後市	定住促進事業について
〃 久留米市	子ども食堂支援事業について

2017年4月21日

水俣市議会 福田議長

2017年4月13日—14日 行政視察報告書

日本共産党議員団
野中重男
高岡朱美

1 福岡県みやま市

○目的 太陽光発電など再生可能エネルギーを活用した電力供給会社を立ち上げ、運営している。その現状と課題を視察する。

○対応者 議会事務局 係長 堤 和美
経済環境部エネルギー政策課 課長 古田 稔
係長 渡辺満昭
主査 江崎幸太郎

みやまスマートエネルギー株式会社
代表取締役社長 磯部 達

○みやま市の取り組み

① 当市は、九州で一番日当たりが良い市である。太陽光発電は全家庭の10%で設置していた。一方、市には塩づけの土地があった。土地の上を九電の高圧電線が通り、高さ制限もあり、工場などの誘致もできずにいた。そこで市有地に大規模な太陽光パネル（メガソーラー）を設置し、家庭でも太陽光発電を奨励し、地域での地産地消のエネルギー政策を市長が考えだし、当時パナソニックで働いていた磯部氏と共に具体策を検討した。それは、九電にすべてを頼らない分散型エネルギーの理念、みやま市内での経済循環（みやま市内で電気を作り、消費し、お金が返ってくるシステム）、雇用の創出をめざすものであった。

過程では、大手の企業が参入を申し出てきたが、それをすれば市民や、市の稼ぎ出した利益が他地域に流れるとして市長が参入をさせなかった。

2015年11月から「みやまスマートエネルギー株式会社」を設立し、市役所、公共施設、民間事業所、家庭に電気を供給している。

② 日本はエネルギーの94%を外国に依存している。石炭はオーストラリア、石油は中東、ガスはロシア。国内での消費エネルギーは10兆円。これに0.94を掛けると9兆4千億円が日本から海外に出ている。これはもったいない。

③ みやま市の人口は毎年500人減っている。2070年には17,000人になる計算がある。高齢者の街になる。高齢者も働ける場所をつくる必要がある。

④ 現在のエネルギーの需給と供給は、今は全体の平均40%をまかなっている。いずれは70%まで引き上げたい。土曜日と日曜日は70%を賄っているが、現在でも太陽光は昼間だけしか使えず、発電できない時間帯や不足するところは九電の電気に依存している。

24時間安定的な電力を確保するのに一番有効なのは水力である。価格変動に左右されず安定した経営にもなる。太陽光に依存してしまうと国の価格設定に左右されて安定的経営にならない。バイオマスは家畜の糞尿を使つての発電を検討している。しかし、安定が難しいところもある。

⑤ みやま市としては、水力発電の電気がほしい。これがあればベースロード電源になる。いま、いちき串木野市、肝付4市5町、大分県豊後大野市、東京都など

水俣市
議会事務局
2017.4.21
第 1 頁

は連携している。その他、連携を準備しているところは4か所ある。水俣市も公共施設等への電力供給をされるようだが、我々と連携してほしい。

- ⑥ みやま市では400戸が太陽光発電を設置している。市の補助は1KW3万円。上限は12万円まで。60基は補助予算を組んでいる。売電は15,000世帯のうち2,000戸に売っている。この会社への市の出資55%、筑邦銀行5%、九州スマートコミュニティーが40%出資している。

家庭からの太陽光発電は九電と比較して1KW当たり1円高く買っている。

- ⑦ 会社は、電力関係で10人。その他、30人をレストランなどサービス産業で雇用している。電力の操作は、難しくない。九電売っている電力も書類上の手続きで変えられる。
- ⑧ この会社で利益が出れば配当があり、みやま市にも利益が還元される。水俣市も利益を東京に持って行かれるよりも水俣市に入ってくるような仕組みを検討したらどうか。

○感想

- ① 以前 中山元議員がエネルギー分科会で提案し、チッソの技術者もチッソの水力を利用した政策を提案していた。日本共産党議員団もチッソの方の技術者の提案、中山さんの提案をもとに議会で質問し、市民参加の電力供給会社設立を政策提案してきた。

水俣市でも本年度から、域外の大資本、チッソ、水俣市の出資で供給会社を設立し、本稼働させる準備がはじまった。この1年間はいろいろのことを検討する期間だと考える。域外の大資本の出資比率を少なくし、水俣市と市民も出資できるシステムを検討したらどうかと思う。

会派視察報告 (2017年4月14日～15日)

日本共産党 野中重男・高岡朱美

(4/14日) 筑後市定住促進事業について

説明者：総務部企画調整課 課長 田中富士夫
：総務部企画調整課地方創生担当係長 金子一征

事業の目的 第4次総合計画で最終年（平成28年度末）の想定人口を50,000人にして
いたが、中間年度（平成23年度）の想定人口49,000人を達成できない見込
みになったことから平成24年度から本事業に力を入れ、目標達成を目指すこ
ととした。

計画の策定 人口増加に必要な方策を明らかにするため、市長をトップとする「市内定住
促進推進委員会」、有識者で構成する「定住促進行動計画推進会議」で討議を
重ね平成25年3月に筑後市定住促進行動計画を策定。計画では、出生、転入、
転出それぞれの要因ごとに分析し、10年計画で各達成目標を設定。

具体的な支援メニュー

具体的な支援メニューは、出会いから出産、子育て、マイホーム取得まで多岐
にわたって準備されている。詳しくは筑後市のホームページに掲載
<https://www.city.chikugo.lg.jp/shisei/6166/5790/11823.html>

効果を上げている事業

- 結婚サポートセンター事業
近隣3自治体で協議会を設置。婚活イベントを年10回行い、平成28年度だ
けで17組のカップルを誕生させている。
- 新婚世帯家賃支援事業…新婚の40歳未満夫婦で市内の賃貸住宅に住む人
家賃から4万4千円をひいた額（上限1万円）を3年間補助
→この事業が筑後市に住む決め手となったと答えた人は90.1%に及ぶ。
4年間で307人の転入促進につながった

● 空き家バンク

平成24年から開始。最初の2年間は登録件数が10件、2件とすくなくだったが、3年目から元住宅メーカーの社員だった人を非常勤職員として採用したことで飛躍的に登録が進み、平成28年現在98件の登録があり、成約件数は40件となった。

● マイホーム取得支援事業

市内に新築した者に対し、固定資産税相当額を3年間支給。当事業が筑後市に住む決め手になったと答えたひとは48.94%。ただし、もとも筑後市内に住んでいた人が多かったため平成30年からは転入者限定のサービスにする予定。

● ちくご暮らし体験事業

移住を検討している人に10日～1か月古民家で生活体験をしてもらう。

感想

市長を先頭に定住促進に対する執念を感じた。ただ、福岡市内への通勤が可能という地理的条件があり、それが熱意につながっている。水俣で同じ事業をやっても同等の結果は得られるとは思えない。しかし、成功率の高い婚活イベントのノウハウや、出水市からの通勤者が多い水俣にとって、若い人向けの家賃補助などは学ぶところがある。特に印象に残ったのは空き家バンク事業における民間人の活用だ。参考になる話だった。

(4/14 日) 久留米市「子ども食堂支援事業について」

担当課：久留米市子ども未来部子ども政策課（土井英貴係長）

子どもの貧困に関する国県の動向

平成 25 年 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」成立

法第 9 条 都道府県に貧困対策について計画を定める努力義務を規定

平成 28 年 福岡県「子どもの貧困対策推進計画」策定

久留米市の状況（平成 28 年 4 月現在）

生活保護率 21.7パーミル

生活保護受給世帯で17歳以下の子ども数は754名

（久留米市全体の子ども数の1.4%）

ひとり親家庭は5年間微増傾向

その世帯収入は母子家庭229万円 父子家庭386万円

母子家庭においては300万円以下が80%を占めた

また、就労形態はパートタイム、派遣・契約社員が46.7%

応急仮設住宅32ヵ所 1,285戸（石巻に3ヵ所）入居率39.4%

➡再建目途の立たない人の割合が他自治体に比べてまだ多い

自立再建住宅地及び災害公営住宅引き渡し率 83.8%

平成 28 年観光入り込み客数 42 万人（平成 22 年約 70 万人）

貧困状態におかれている子供に懸念される事象

常時、物質的、精神的困窮にさらされている。十分な教育環境を与えられず、さまざまな面で社会的排除を受ける状況にあり、基本的な生活習慣の欠如、学力不足、社会性の不足につながりやすい。そのことが、将来賃金の安い仕事にしか就けず、経済的困窮から抜け出せない状況に陥りやすい。よって、現在の貧困からの脱却に向けた支援を行うと共に、学力、社会性を身につけられるようきめ細かな支援が必要。

久留米市の取り組み

● 教育支援

学校をプラットフォームとして行う貧困対策

・習熟度別、少人数授業

- ・民間団体に委託した中学生対象の無料塾（くるめっ子塾）
- ・スクールカウンセラーを小・中前項に配置
- ・土曜日の居場所づくりとして地域が実施する体験学習
- ・生活保護世帯を対象とした家庭訪問による相談支援及び無料塾

● 生活支援

- ・保護者の就労支援、育児支援
- ・地域とのつながりの場となる「子ども食堂」への支援

子ども食堂について

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」をうけ県が「子どもの貧困対策推進計画」策定作業をする中で、久留米市としても地域や市民団体などへの聞き取りを行った。そこで市内においても食事が十分に取れていない、衣服が汚れているなどの厳しい環境下にいる子供がいる実態が見えてきた。同時に地域や市民団体による子ども食堂の取り組みがあることもわかったが、食材購入などの運営に必要な経費が個人の持ち出しであったり、場所が借りられないなどの課題を抱えていることも判明。そこで、「子ども食堂」については、地域で支える力を再構築するという方針のもと、行政は直接かかわらず、補助金による側面からの支援を行うことを決定。

補助制度の考え方

食糧費を対象とする

食材はできるだけ寄付で賄うことが前提。

申請決定後、概算払いで交付し、年度末に清算する「清算補助方式」とする。

安全面から → 住宅地と公共施設は津波の影響を受けない高台へ

交付団体

現在 6 団体

開催場所、開催曜日、料金などはそれぞれ違う。

いずれも月 1 回～3 回程度開催している。

効果と課題

それぞれ、事前に数の把握ができない、スペースに余裕がない、食材の保管が難しい、寄付による食材は不安定で、自己負担による購入が多いなどといった課題を抱えている。一方で、子ども自身が積極的に配膳を手伝う、大勢で食事を囲む中で、好き嫌いが減った、宿題をして帰る、友達と時間一杯遊べるなど楽しい居場所になっていることがうかがえる。

感想

水俣でも真剣に向き合わなければならない問題であり、たいへん参考になった。まずは実態調査が必要である。

旅行報告書

会派名 日本共産党

会派代表者 野中 重男 様

2018年2月19日

旅行者氏名	旅行者氏名
野中 重男	高岡 朱美

下記の用務のため旅行しましたので報告いたします。

- 1 期間 2018年2月6日(火曜日)から
2018年2月7日(水曜日)まで

2 旅行先及び用務の概要

旅行先	用務の概要
鹿児島県いちき串木野市	高齢者元気アップ・ポイント事業について
球磨郡多良木町	都市農山村交流促進施設設置事業について

会派視察報告 (2018年2月6日～7日)

日本共産党 野中重男・高岡朱美

(2/6日) いちき串木野市「高齢者元気アップ地域活性化事業」

説明者：健康増進課 課長 若松友子 氏

事業の目的 高齢者ができるだけ長く住み慣れた地域に暮らし続けられるよう、高齢者自身の健康づくり、社会参加を促す。その手段として、健康増進に係るプログラムに参加した場合に、地域商品券などに交換可能なポイント付与する。また、そうしたプログラムを提供する地域の任意団体を育成し、地域包括ケアの推進を図る。個人対象のポイント制はH24年～開始。団体対象はH26年～

事業の財源 【個人対象】
報償費2分の1…鹿児島県単独補助
報償費2分の1+事務費…介護保険法に基づく地域支援事業補助金
(県単独事業は鹿児島独特のもの)
【団体対象】
全額県単独事業(事務費は上限75万円)

ポイントの対象となるメニュー

【個人対象】…1ポイント=100円 年間50ポイントが上限
(県が示した条件で、多数の参加を狙っているため)
市町村が実施する健康増進、介護予防活動、学習会への参加
…1回1ポイント
地域貢献活動(学校応援団など)
…1時間1ポイント 1日の上限=2ポイント
介護施設等におけるボランティア(レクリエーション支援、食事介助など)
…1時間1ポイント 1日上限=2ポイント

【団体対象】…1回1ポイント=1000円(上限1日1ポイント) 年間上限12万円
(団体の条件)
いちき串木野に住所を持つ3名以上で構成された任意の団体
構成メンバーの半数以上が65歳以上であること

他の補助金を受けていないこと
代表を置き、継続的に活動すること

(メニュー例)

地域での支えあい活動（健康づくり）
高齢者・介護者の交流・仲間づくり支援（地域サロンの主催やその手伝い）
介護保険施設でのボランティア活動（イベント時のスタッフ補助など）
地域活性化の活動（学校応援団など）

☆いちき串木野市独特の介護予防体操「ころばん体操」について

水俣の地域リビングのような形で地域主催で取り組まれている
体操の発祥地は四国高松市のいきいき 100 歳体操。6 種類を 60 分かけて行う。最初の 5 回は市が派遣するリハビリテーション専門員が指導し、その後は地域で世話役をおいて指導。（世話役は年 1~2 回研修を義務付け）

ポイント交換の流れ・・・ポイントは地域内で利用可能な商品券に交換（上限 5000 円/年）

個人・団体は、社会福祉協議会に登録申請する。社協は、申請者を審査の上、登録通知決定を行う。ポイントの交換は年 2 回、活動実績を社協で審査し、市へ報告。市が社協を通じて付与決定通知を交付

H30 年 1 月現在の登録件数

個人=2028 名

団体=104 団体（うち 93 が地域の公民館…実施率 65%

参加者は 65 歳以上の高齢者の 22% 2213 人に上る）

事業の効果・・・ポイント制にしたことで確実に参加者、参加団体が増えた

参加した個人、団体がさらにアイデアを出し、活動範囲を広げている。
健康増進への検証（数値化）については H30 年度末を目標に出す。

感想

今後すべての自治体で課題となる高齢者対策で、予想通りの効果を上げていると感じた。健康増進をポイントで誘導するという発想を疑う人もいるかもしれないが、マイバッグがレジ袋の有料化で定着したのと同じで、経済的誘導は非常に効果があり、結果が大事である。

いちき串木野の場合、財源を県がバックアップしていることが導入をたやすくしており、本市で取り組み際は課題となるが、効果をさらに他の市町村などの例も研究し、検証した上で取り組む価値は十分あると思う。



いちき串木野市議場にて 副議長の東育代さんと

会派視察報告 (2018年2月6日～7日)

日本共産党 野中重男・高岡朱美

(2/7日) 多良木町 ブルートレイン利活用事業

説明者：企画観光課 商工観光係 係長 椎葉直宏 氏

事業の目的

昭和半ばまで林業・農業で栄え、中心部は宿場町として賑わったが、平成21年には、ビジネスホテル1軒(定員13人)が残るのみとなった。一方近年の体験型観光、田舎暮らし体験の人気の高まりにより、宿泊施設の需要が高まってきた。平成18年から農家民宿を開始する一方、家族、グループでの宿泊への対応をする必要から、鹿児島県阿久根市の事例を参考に、寝台列車の払い下げをJRに要望、低料金の簡易宿泊施設に利用した。宿泊施設については他の選択肢も検討したが、最も経費が安く早く取り組めたことが決定打となった。

事業の財源

- 農山漁村交流活性化プロジェクト支援交付金(経済危機対策を目的としており、年度内の着工が条件)・・・ 25,500,000円
- 地域活性化・公共投資臨時交付金・・・ 24,193,000円
- 町づくり推進事業基金繰入金・・・ 18,000,000円
- 一般財源・・・・・・・・・・・・・・・・ 2,220,909円

事業総額 69,913,909円

(内訳) 車両購入費 252,971円(3両分)
車両改修費 4,935,000円…エアコン・交流スペース
車両輸送費 11,413,605円
敷地造成・車両屋根など設置費用
43,340,109円
線路仮設他 3,183,442円
備品購入費 1,697,120円
設計委託料 483,000円
事務費 2,278,662円

収容人数など

B寝台(向かい合わせ4人) 30名

B 寝台（個室） 18 部屋

その他、1 両は交流スペース

【料金】 大人 3,000 円（10 人以上の団体は 2,570 円）

小人（中学生以下） 2,050 円（10 人以上は 1,540 円）

【食事】 施設内には厨房施設がないため提供は不可能

朝食のみを町内の仕出し弁当屋さんから予約で配達するシステムを整えた
夕食については歩いていきる距離に既存の飲食店があるためそれらの利用をお願いしている。配達も可能。

【お風呂】 目の前に町営温泉センター（現在温泉は出ていない）があるため、チケットを宿泊料金に含め、利用してもらっている。

利用者の反応

町内のモニターからは ベッドが狭い
屋根がかっこ悪い
弁当の内容について など

鉄道ファンには根強い人気があり、多良木観光ではなくブルートレインに宿泊することが目的で来る人も多い。またツーリングの中継地点として低料金の宿泊が喜ばれている。

利用状況

別紙

収支状況

経費 1,570 万円 /年 4 人分の人件費 800 万円+ホテルコスト

実質赤字 430 万円（宿泊客が 4500 人になれば収支 0 に H29 年度は最高記録更新中 12 月現在 2585 人）

事業の効果

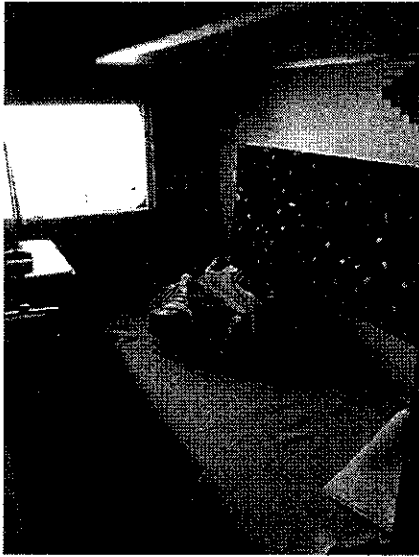
…ポイント制にしたことで確実に参加者、参加団体が増えた
参加した個人、団体がさらにアイデアを出し、活動範囲を広げている。
健康増進への検証（数値化）については H30 年度末を目標に出す。

感想

通常の旅行客にとっては、珍しさでの利用はあると思う。町全体がコンパクトにまとまっており、買い物やお風呂など宿泊上の不便さは全くなかった。ただ、やはりベッドの寝心地が悪く、体を動かすスペースが狭いため疲れにくい。リピーターにはなりにくいのではないかと思った。

一方で、鉄道ファンやスポーツ合宿、ツーリングなど低料金を求める層にとっては、非常に魅力的な施設で、固定ファンをつかんだことは継続的な経営につながるといった。

また、町営温泉は、宿泊者も地元の人でも利用するため安定的な集客が見込める。このような施設をコンパクトに配置することで、町全体のコスト低減につながっている。



旅行報告書

会派名 日本共産党

会派代表者 野中 重男 様

2018年2月19日

旅行者氏名	旅行者氏名
野中 重男	高岡 朱美

下記の用務のため旅行しましたので報告いたします。

- 1 期間 2018年2月14日(水曜日)から
2018年2月15日(木曜日)まで

- 2 旅行先及び用務の概要

旅行先	用務の概要
大分県豊後高田市	定住・移住推進事業について

会派視察報告 (2018年2月14日～15日)

日本共産党 野中重男・高岡朱美

豊後高田市

- 1 日時 2018年2月14日
- 2 対応者 豊後高田市議会 事務局主幹一次郎丸浩一さん、及び事務局職員。
- 3 説明者 ここでは議会関係の視察が多く、担当課では対応しきれないために議会事務局で説明できるように学習し説明を担っている。
- 4 研修目的 移住者対策、子育て子どもの学力対策の先進例の学習

① 人口動態

・現在の人口は23,906人。昭和35年から平成22年まで19,475人減少している

が、平成12年から22年は2,300人の減少で若干の歯止めがかかっている。

・転入者と転出者は26, 27, 28年は転入が増加している。28年は1年間で63人増加。大学進学などで20歳代前半は減少しているが、その他の年齢層では広い範囲で増えている。特に34歳から44歳では顕著である。

② 実施した政策

1) 空き家バンク制度

面白かったのは、空き家リフォーム制度である。改修、不要物の撤去、仏壇の撤去、入居者決定後のハウスクリーニングなどの補助を出している。この制度を始めてから、空き家を所有する方の負担が少なくなり、空き家登録する人が増え、利用が増加している。転入してきた人は県内29%、九州23%、関東22%、関西13%である。利用者の年代は20-40歳代が60%である。

住宅斡旋では

・宅地分譲地造成2か所——坪3万円から4万2千円で販売。・新婚さん応援住宅3階建てアパート12戸 ・子育て応援住宅5戸 ・子育て支援住宅 ・移住者のソフト面でのサポートでは平成24年から移住者懇談会を開き要望や意見を聞いている。・事業のアピールは144項目の支援事業紹介資料をつくり配布している。

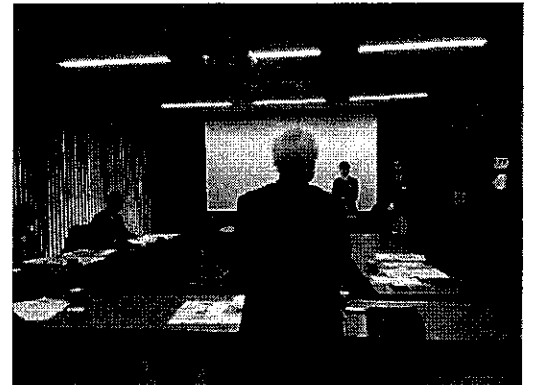
2) 就労支援

3) 就農支援

4) 婚活・結婚応援体制

5) 教育支援

平成14年から学校5日制が始まった。豊後高田市は学力で課題があったが、土曜日と小・中学校で部活が休みの水曜日に市営無料塾を開いてきた。題して「学



びの21世紀塾」。講師は、元教員、市民、高田高校の子どもたち、塾の先生などである。これを始めてから9年連続県内トップクラスである。

6) 子育て支援 保育料一番安い、病後児保育、延長保育、

7) 健康づくり

③ 視察しての感想—先進例は全国のどこにもあると思った。要はそれを学び実施するかである。人口規模も似ている。できるところから実施めざして力を尽くそう。



熊本県水俣市議会行政視察質問事項回答 (2/14)

移住者懇話会での意見についてどんな意見や要望があったのか。

→ 移住者懇話会は毎年1月あたりに1回開催しています。参加人数は10人～20人となっており、会場は近年では移住者の方が開業したカフェなどで行っています。

懇話会での意見交換の内容については次のとおりです。

移住したポイントについては、「田舎暮らしの本を見て相談に来て、対応いただいた職員のみなさんの熱意を感じたから」、「空き家バンクの物件を見て、ちょうどいい古民家あり気に入ったから」、「田舎暮らしのテレビ番組で紹介されているのを見て、移住したいと思ったから」、「温泉が近くにあり、人も親切で、自然に囲まれていて、環境がいいから」などの意見をもらっています。

困っていることについては、「公共交通（バスなど）が少ない」、「地域に若い人が少ない」、「周りが静かすぎて不安になる、夜間は電灯がなく真っ暗」、「近所の人との付き合いがほとんどない」、「専門的な病院が市内にない」という意見がありました。

市に対する要望としては、「移住者と住民の間を結びつけるしくみがほしい」、「子育て世帯だけでなく、全世帯の引越し応援金をつくってほしい」、「就職に際し、ハローワークだけではなく、移住者専用の就職支援がほしい」、「コミュニティバスの充実をお願いしたい」などの意見をもらっています。

議員研修会開催報告書

テーマ:チッソの分社化とJNC株式売却を考える

開催日時:2018年3月31日(土)

午後14:00~16:00

開催場所:水俣市公民館

講師:除本理史(大阪市立大学大学院経営学研究科教授)

参加人数 93名



テツソの分社化と JNC株式売却を考える

2018年3月31日
水俣市公民館

除本 理史(よけもと まさふみ)
大阪市立大学 大学院経営学研究科 教授

(若干の自己紹介)

• 研究テーマ:

- 公害・環境被害の補償・救済をめぐる費用負担 ～テツソ金融支援等の研究、公害健康被害補償法の研究など
- 公害地域における環境再生のまちづくり ～主として、大気汚染公害地域 四日市、川崎、東京、大阪・西淀川など
- 戦後日本の公害問題の教訓を踏まえ、福島原発事故の被害補償問題に関する研究

拙著『環境被害の責任と費用負担』(有斐閣、2007)
第2章の構成

- 第2章「産業公害事件における費用負担：熊本水俣病を事例として」
1. 水俣病事件における環境被害
 2. 漁業補償
 3. 健康被害に対する補償・救済
 4. 公害防止事業
 5. 地域再生・振興
 6. 各種県債の利子について
 7. 健康被害の補償・救済をめぐる行政の責任と費用負担
 8. 関係金融機関の責任と費用負担

環境被害の責任と
費用負担



水俣とのつながり



- 1996 水俣・東京展
- 1999 水俣病に関する講義開始
- 2003頃 テツソ金融支援の研究開始 日本環境会議現地調査(2003.2)など
- 2009 水俣病特措法とテツソ分社化問題の研究開始
- 2011 公害問題の教訓を踏まえ、原発賠償問題の研究を開始

【熊本県の発展】

水俣病のチッソ債務、993億円の返済再猶予 政府、支援を強化

新たなチッソ支援策のポイント

- 経営基盤の強化を通じて円滑な患者補償、公的債務返済余力を確保
- 2000年抜本支援策を維持
- 1995年解決一時金債務を抜本支援策の対象に定める
- 特措法債務は既往の公的債務の完済めどがつかまで無利子で支払い猶予

政府は15日、水俣病の原因企業チッソ（旧名）が水俣病特措法（特措法）に基づく訴訟原告の返済で既に振り入れた993億円（利子分含む）について、先に振り入れていた公的債務1226億円（同）を完済するめどが立つまで返済猶予を容れ、新たな支援措置を決めた。環境省や財務省、地方法院など関係府庁と厚労省、東京・豊田間で開いた連絡会議で申し合わせた。



- チッソ金融支援(1978～)の最近の動向
「患者県債」方式(1978-2000)
「抜本策」(2000-)

水俣市長選 高岡氏が初当選 経済活性化強調 支持広げる熊本

在日6期 2018年2月6日 地方版

- 「チッソの会社清算につながる」と患者団体などが反対しているJNC株売却に関しては「市全体の発展には必要で波及効果がある。(売却条件の)『市況の好転』のために協力していきたい。『救済の終了』は現在の訴訟がおよそ終わった時点が目安になる」との見解を示した。(毎日新聞18/2/6)

チッソ金融支援と分社化、JNC株式売却

- チッソ金融支援(1978～)
「患者県債」方式(1978-2000)
「抜本策」(2000-)
- 水俣病特措法(2009)
チッソ分社化、JNC株式売却の構想
- 40年間の経緯と現在地を確認する必要

本日お話しすること

- [1] なぜチッソ金融支援が必要だったのか？
- [2] なぜチッソ分社化が登場したのか？
 - ①チッソ金融支援(1978) → 公的債務累積
 - ②関西訴訟最高裁判決(2004) → 救済求める運動の再高揚
 - 抜本策(2000) + チッソ分社化(特措法2009)
- [3] 水俣病特措法(→分社化、JNC株式売却)の問題点
チッソ、JNCの地域社会に対する責任

チッソとはどんな会社か(戦前編)

- 1906年(明治39) 曾木電気株式会社設立(水力発電)
- 1908年(明治41) 日本窒素肥料株式会社に改称、水俣市の工場建設、石灰窒素の製造を開始←余剰電力の利用
- 1927年(昭和2) 朝鮮窒素肥料株式会社設立(日本統治時代にあたる)、世界最大規模の化学コンビナート「興南工場」設立・・・興南(フナム)は現在の北朝鮮に属する。約3000人の農漁村が盛時20万人となったという(下図ウイキペディアより借用)
- 日窒コンツェルンを形成
=工業中心の財閥



チッソとはどんな会社か(戦後編)

- 敗戦で海外の資産を失う
- 財閥解体で、日窒コンツェルンがチッソ、旭化成、積水化学、信越化学などへ分解
- チッソは水俣工場のみで再建へ
同業(肥料・素材型化学工業)他社との比較
1950年度 売上高10位 営業利益7位
1960年度 売上高 9位(167億円)
営業利益 6位(23億円)
→ 石油化学への展開
- 宇井純氏の学生時代の話:「筆者が東大応化[工学部応用化学科]を卒業した一九五六年ごろは、技術者をたいせつにする工場として学生の間での評判は最高であり、クラスでもトップの成績の学生しか入れないという評判になっていた」(宇井, 1968, p.16)

なぜチッソ金融支援が必要だったのか？ 水俣病第1次訴訟と補償協定(1973)

一税金	手当(月)	医療費	その他
Aランク 1,800万円	177,000円	チッソが全額を負担	医療手当、介護費、葬祭料、温泉治療費、鍼灸治療費、香典、胎児性患者修学奨助費、マッサージ治療費、通院交通費(詳細は下表参照)
Bランク 1,700万円	95,000円		
Cランク 1,600万円	71,000円		

※A, Bランクには家族にも一税金が支払われる

相思社HPより

なぜチッソ金融支援が必要だったのか？

- ◆ 患者「切り捨て」(認定条件厳格化)とチッソ金融支援の密接な関係:

補償金支払額増大(1973~) → チッソ財政難 → 「切り捨て路線」+ チッソ金融支援(1977-78)

・以上の経緯を具体的に見ていくと、チッソ金融支援がなぜ必要だったかがわかる。

認定条件の厳格化

- (昭和)46年、52年判断条件とは
 - 46年判断条件: 1971年の川本輝夫氏らに対する棄却処分取消(環境庁の裁決)と同時に出了された。従来より広く救済する認定要件となっている。
 - 52年判断条件: 症状の組み合わせによって認定要件を厳格化し、救済対象を狭めた。

なぜチツソ金融支援が必要だったのか?

- 1)熊本水俣病第1次訴訟で原告勝訴判決+補償協定締結(1973年) → 認定患者、補償金支払の増大

年度	補償金支払額 (百万円)	認定数 (人)
1972以前	1,754	397
1973	11,149	358
1974	3,586	44
1975	3,068	161
1976	4,693	148
1977	5,193	240

(出所)熊本県環境生活部環境政策課(2008)p.22

なぜチツソ金融支援が必要だったのか?

- 2)チツソの財政難(=補償金の原資不足)
 - ...関係金融機関や子会社からの資金流入停止(酒巻・花田, 2001, pp.424-425)
 - 関係金融機関: 1973年をピークに、チツソの長期借入金残高がほぼ一定(1970年代)
 - 子会社: 関係会社貸付金の残高が急減
 - 1971年 212億5950万円
 - 1974年 168億900万円
 - 1977年 96億5900万円
 - (全て各年3月末。原資料はチツソ有価証券報告書。酒巻・花田, 2001, p.425, 表2-8-2)

なぜチツソ金融支援が必要だったのか?

- ⇒ 被害者「切り捨て路線」へ
 - 「水俣病第一次訴訟判決後、救済を求めはじめた不知火海周辺の被害者たちを四六年判断条件に沿って認定したら、どれほどの数になるか知れない。被害者の数が少なければ問題はないが、何千人ともなれば加害企業の補償負担は莫大なものとなり、たちまちチツソは消し飛んでしまう。そこで認定制度を操作して、被害者の数を少なくすることにしたのである」(宮澤, 1997, p.440)。

熊本水俣病 事件史上の「1978年」

*「1978年」の位置:

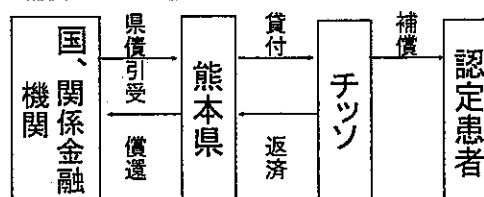
- ・「一九七八年ぐらいまでに、環境庁を中心として国家側が、体制を再編したと思うんです」(富樫貞夫発言。緒方ほか, 2004, p.90)。
- ・国が「水俣病を終わらせる」意図をもって本格的に乗り出してくる時期(高峰武発言。同上, p.63)。

17

チツソ金融支援の仕組み

「患者県債」によるチツソ金融支援(1978~2000)

熊本県が「患者県債」を発行し、大蔵省資金運用部(当時)がその大半を引き受けることによって、チツソに補償金の原資を貸し付ける



18

チツソ金融支援の仕組み

「患者県債」によるチツソ金融支援(1978~2000)

- ・簡単にいえば、債務(水俣病の被害者に対する)を返済するために、県を通じて、チツソが国から借金をするということ
- ・「患者県債」は、大蔵省資金運用部(当時)が6割(その後7割を経て8割)を引き受け、チツソに融資してきた関係金融機関が残りを引き受けることとされた。

19

チツソ金融支援の仕組み

「患者県債」によるチツソ金融支援(1978~2000)

- ・はじめのうちは、県を通じた借金の返済額が補償金支払額を下回り、この意味でチツソの負担を軽減する効果があった。
- ・しかし年を追うごとに、主に利子により返済額が増加。1989年度には返済額 > 補償金支払額

返済額	約36億円(うち利子約31億円)
補償金支払額	約34億
- ・つまり、補償金の支払いよりも、借金返済の方が重荷になってきた(逆効果)

20

公的債務の累積

チツソの公的債務残高
(利子含む、単位：億円)

[1] 患者補償・水俣湾埋め立て工事に伴う貸し付け	145
[2] 1995年政治決着一時金貸し付け	120
[3] 抜本支援策の返済猶予に伴う債務	961
[4] 特措法一時金貸し付け	993
公的債務合計	2219

※2017年3月末現在、県家とめ

・出所)熊本日日新聞2018/2/16

チツソ金融支援の仕組み

チツソ支援「抜本策」(2000～)

- ・逆効果となった「患者県債」方式を転換する

=チツソ支援「抜本策」(2000～)

(1999年6月、関係閣僚会議で決定)

- ①まず、チツソの借金が増大しないよう、「患者県債」の発行が2000年6月で停止された。

チツソ金融支援の仕組み

チツソ支援「抜本策」(2000～)

- ②とはいえ「患者県債」は【償還】の期日が決まっているので、チツソが自力で返せない分に関して、8割を国が一般会計から補助する。熊本県はチツソに、その分の支払いを猶予し、これについて利子をとらない。

また残りの2割については、熊本県が「特別県債」を発行してチツソに無利子で貸し付け、「特別県債」は全額、政府資金で引き受ける。

=国からの「ある時払いの借金」に変わった
(チツソに返済能力がないとすれば、貸し手から見れば「不良債権化」したともいえる)(酒巻・花田, 2001, p.439)

チツソ金融支援の仕組み

チツソ支援「抜本策」(2000～)

- ③他方、借金の返済額に比べ、相対的に額が低下してきた補償金については、チツソが経常利益(→チツソの経営状況について後述)から支払うことになった。

以上①～③を総合すると、チツソの借金(公的債務)残高のうち、自力で返済できない部分は、国の一般会計などからの公的資金に置き換わっていき、さらに、無利子化される(国からの借金返済のために国からカネが出るという奇妙な構造)

チツソ金融支援の仕組み チツソ支援「抜本策」(2000～)

「抜本策」に対する評価

「大胆な企業優遇措置」

「我が国の経済政策秩序から大きく逸脱するもの」(永松, 2007, p.91)



25

チツソの公的債務返済(2010年度の例)

- 2009年度の経常利益が156億円
→ 2010年度の公的債務の返済可能額が約38億円
- 2010年度の返済額(=「患者県債」+「ヘドロ立替債」の償還額) 約77億円
- その約半分(上記38億円)を自力で返済。
- 残りの半分には、「抜本策」により公的資金が投入される。=「ある時払いの借金」に変換

26

チツソ金融支援の構造

- 被害者に対して、加害者として相対するのはあくまでチツソのみ。
- 国は、チツソと熊本県を媒介にして、それらの背後に隠れる。
- しかし、実質的には国が、補償金の大部分について費用負担している。

27

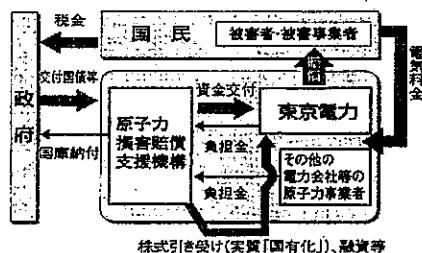
チツソ金融支援の構造

- 「責任の回避と遂行のレトリック」(酒巻・花田, 2001, p.419)
- 「レトリックを使った(あるいは、使わざるをえなかった)国家の水俣病責任遂行」(同上, p.420)

28

福島原発事故との相似点

賠償支援機構=チツソ金融支援類似の構図



未認定患者「救済」でも見られる 国の関与、費用負担

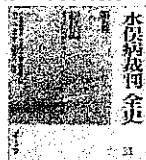
- 医療事業(医療手帳、保健手帳): 国と県で費用負担
- 政治解決における一時金・団体加算金 約317億円の費用負担
 - 85%: 国の一般会計から熊本県を通じてチツソに補助。のちに「抜本策」の一環として国が債権を放棄、実質的に国が負担。
 - 15%: 熊本県が「一時金県債」を発行し、その全額を大蔵省資金運用部が引き受け
- ただし、国がチツソや県の背後に隠れる構造は不変

水俣病特措法の登場(2009)

水俣病認定申請患者協議会—水俣病患者連合
 水俣病全国連: 国賠訴訟(1980~) → 政治解決
 関西訴訟(1982~) → 最高裁判決(2004) (1995)

救済求める運動の再高揚

水俣病特措法(2009)
 (救済措置、分社化)



水俣病特措法

- 2009年7月「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」成立
- 2つの柱
 - ① 被害者への補償・救済 [目的]
 - ② チツソ分社化 [手段]

「アメ」としての分社化 チツソの追求してきた経営再建策(=分社化)を実現

- ・チツソを特措法の枠組みに引き入れるため、与党(自公)サイドが分社化案を「アメ」として与えた、と報じられている。(09年2月13日、チツソ、「新救済策」の受け入れ表明)

32

チツソ分社化とは

- ・水俣病の補償責任を継承する親会社と、収益事業を引き継ぐ会社(事業会社)とにチツソを分社化し、チツソの事業を水俣病の補償責任から切り離す。
- ・それによって事業展開が容易となり、企業価値を高め、補償・救済の原資を確保できると説明されている。

34

チツソ分社化とは

- ・分社化は、チツソが経営再建策として追求してきたもの。
- ・→「加害者救済」との批判もある。
- ・2011年、チツソ分社化
(1月、JNC設立、3月末に同社へチツソの事業が譲渡された)

JNC株式会社 発足
平成23年3月31日に、同社の関係材料分野、加工業分野、化学業分野において蓄積事業をJNC株式会社へ譲渡いたしました。

35

チツソ分社化とは

(下図はチツソHPより)
分社化の概念図(事業形態の見面し)

36

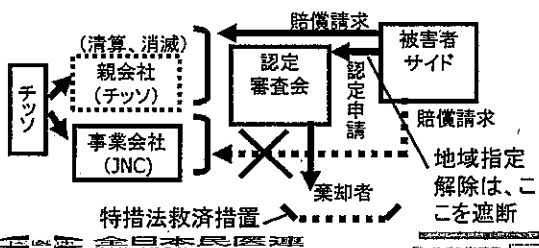
水俣病特措法の問題点

- 1) 関西訴訟最高裁判決を経ているにもかかわらず、費用負担の仕組みがチッソ金融支援と同じ従来型
- ・ チッソが一時金を支払う(第5条5項)(政府はそれを「要請」する立場;同4項)
 - ・ 国と関係県は、チッソが「一時金の支給を円滑に行うことができるよう」あくまで「支援」を行うこととされている(第33条) = 全くの従来型

水俣病特措法の問題点

- 2) 「最終解決」は可能なのか? (除本, 2010)
- － 認定患者への継続的補償は、JNC株売却益に依存。それによっては、継続的補償に支障?
 - － チッソが清算・消滅してしまったら【この点、前掲チッソHPの図には記載なし】、現在は潜在している患者たちが将来的に補償・救済を求めて名乗りを上げようとしても、訴える相手がすでに存在しない(国、熊本県に対する訴訟は可能)。
- － 救済措置の「線引き」

被害者からみた特措法



(表7) 水俣特措法に基づく申請者と判定結果

平成25年8月29日現在

(単位) 人	申請者総数	一時金等の給付申請者数			③切替者数 ^{※1}	救済対象者 (①+②+④)
		①一時金等対象 該当者数	②現病者対象救済 者数	救済対象外とさ れた者数		
熊本県	42,757	19,306	3,510	5,111	14,797	37,613
鹿児島県	19,971	11,157	2,416	1,438	1,998	15,513
新潟県 ^{※2}	2,092	1,811	85	77	29	1,925
合計	64,820	32,274	6,011	6,626	16,824	55,051

※1 水俣特措法施行時に存在していた保健手帳から水俣病被害者手帳(水俣特措法に基づく手帳)への切替人数

※2 新潟県については、平成25(2013)年8月22日時点の暫定値

衆議院調査局環境調査室 (出所) 環境省及び各関係自治体資料等より当室作成

JNC株式売却の要件1

- 特措法12条3項(環境大臣が株売却を承認することができる条件)
- 一 第十九条第一項の補償賦課金を株式の譲渡により確保できること。【補償完遂】
- 二 公的支援に係る借入金債務の返済に支障が生じないと見込まれること。【債務完済】
- 三 第一項の株式の譲渡の後に債権者の一般の利益が害されることがないこと。

JNC株式売却の要件2

- 特措法13条
- 事業会社の株式の譲渡は、救済の終了及び市況の好転まで、暫時凍結する。
「チツソの会社清算につながる」と患者団体などが反対しているJNC株売却に関しては「市全体の発展には必要で波及効果がある。(売却条件の)『市況の好転』のために協力していきたい。『救済の終了』は現在の訴訟がおおよそ終わった時点が目安になる」との見解を示した。
(水俣市長選 高岡氏が初当選 経済活性化強調 支持広げる / 熊本 『毎日新聞』18/2/6)

JNCの雇用確保等に関する規定

- (地域の振興等)
- 第三十五条 政府及び関係地方公共団体は、必要に応じ、特定事業者の事業所が所在する地域において事業会社が事業を継続すること等により地域の振興及び雇用の確保が図られるよう努めるものとする。

チツソ、JNCの地域社会に対する責任

- 第三十六条 政府及び関係者【JNC含む】は、指定地域及びその周辺の地域において、地域住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための事業、地域社会の絆の修復を図るための事業等に取り組むよう努めるものとする。
- 2 政府及び関係者は、関係事業者が排出したメチル水銀による環境汚染を将来にわたって防止するため、水質の汚濁の状況の監視の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

参考文献①

- 宇井純(1968)『公害の政治学—水俣病を追って』三省堂新書
- 緒方正人・奥川悠太・高峰武・遠藤邦夫・富樫貞夫(2004)「今、私たちはどこにいるのか」(座談会)水俣病センター・相思社編『今 水俣がよびかける』(自費出版)pp.15-151
- 熊本県環境生活部環境政策課(2008)『「チッソ株式会社」に対する金融支援措置』についての経緯(参考資料編)』
- 酒巻政章・花田昌宣(2001)「チッソ金融支援の過去・現在・未来」熊本学園大学産業経営研究所編『熊本県産業経済の推移と展望—自立と連携をめざす地域社会』日本評論社, pp.413-442
- 酒巻政章・花田昌宣(2004)「水俣病被害補償にみる企業と国家の責任論」原田正純・花田昌宣編『水俣学研究序説』藤原書店, pp.271-312

参考文献②

- 永松俊雄(2007)『チッソ支援の政策学—政府金融支援措置の軌跡』成文堂
- 宮澤信雄(1997)『水俣病事件四十年』葦書房
- 除本理史(2007)『環境被害の責任と費用負担』有斐閣
- 除本理史(2010)「水俣病特措法の何が問題か」『ごんずい』(水俣病センター・相思社)116号, pp.5-11
- 除本理史(2013)『原発賠償を問う』岩波ブックレット
- 除本理史(2016)『公害から福島を考える』岩波書店

チツソの分社化 とJNC株式売却 を考える

- チツソ分社化と子会社JNC株式売却とは
- 水俣病被害者への責任はどうなるのか。
- 加害企業としてチツソの地域社会への責任は
どうなるのか。
- 水俣の再生のために今何をすべきか。

3/31(土) 14:00~
水俣市公民館研修室

よけもと まさふみ

除本 理史

講師

1971年、神奈川県生まれ
一橋大学大学院経済学研究科博士課程
大阪市立大学大学院経営学研究科教授
専門は環境政策論
著書「環境被害の責任と費用負担」(有斐閣2007)



主催 水俣市 日本共産党議員団・無限21議員団

問合せ 野中重男 090-9493-8766

議員の研修ですが、一般公開いたします。どなたさまもお気軽にご参加ください。(参加費無料)

